

ChatGPTのテスト運用について

職員に円滑な利活用を求めするため、ガイドラインβ版を策定しました。

AI技術は、現在急速に発展しており、自動運転や画像認識など多くの分野で活用されるようになってきています。住民に一番身近な自治体である市町村がAIを活用することは、社会課題の解決や業務の効率化などさまざまなメリットがあると考えられ、AIの積極的かつ適切な利活用が求められる社会は近く実現されると予想できます。

そこで、本市としてもChatGPTの自然言語処理技術を積極的に活用し、業務の効率化や生産性の向上につなげていくため、ガイドラインβ版を策定しました。

国等においても、ChatGPTの適正な利用のため、今後策定の動きがある状況ですが、本市としては、先駆的に策定した本ガイドラインに基づき、本年5月からテスト運用を開始し、効率化が可能な事務の検討や諸課題の洗い出しを行っていきます。

【テスト運用期間】

5月中旬～7月31日を予定

【使用範囲】

生産性の向上、業務の効率化につなげるため、テスト運用期間中は積極的に活用し、内部事務から事務事業の企画立案等を含め、使用範囲を限定せずに実施します。ただし、氏名などの個人が特定される事項や未公表情報等の機微な事項については、ChatGPTに入力しないものとしています。

【ガイドライン】

別添のとおり

【効果検証】

全職員を対象とし、使用する職員は届出制とします。

その後、組織（課あるいは部）単位で、ChatGPTが有効である業務の抽出を行うほか、職員アンケートを行い、本格運用に向けたマニュアルやガイドライン策定の基礎資料とします。

この件に関するお問い合わせ

笠間市役所 デジタル戦略課 担当：細谷・鈴木

電話番号：0296-77-1101 (内線217・218) e-mail：johog@city.kasama.lg.jp

ChatGPT 利活用ガイドラインβ版
(テスト運用期間中)

令和5年5月策定
笠間市デジタル戦略課

目 次

1	はじめに.....	1
2	AI の定義.....	1
3	ガイドライン策定の目的.....	1
4	対象者.....	1
5	ChatGPT の活用における基本的な考え方.....	2
6	ChatGPT の試行的な運用方法.....	3
7	その他.....	3

1 はじめに

AI 技術は、現在急速に発展し、自動運転、画像認識、音声認識、自然言語処理等の多くの分野で活用されるようになってきています。また、課題を多く抱える我が国においては、社会課題を解決し、持続可能な社会を構築するための鍵となる技術であると考えられています。

AI の利活用には様々な課題やリスクも存在しており、正確な答えを出せるものではないことを認識する必要があります。

しかし、住民に一番身近の基礎自治体である市が AI を利活用することは、社会課題の解決や業務の効率化など様々なメリットがあると考えられ、AI の積極的かつ適切な利活用が求められる社会は近く実現されると考えられます。

そこで、本ガイドラインは、AI を利活用するときに考慮すべきポイントや注意すべき事項について解説し、適切な AI の利活用につながる指針を示すものです。

本ガイドラインはテスト運用中（5月中旬～7月31日）に限り有効なものとするほか、テスト運用中においても、疑義が生じた場合は適時改定を行うこととします。

2 AI の定義

本ガイドラインにおいて運用方針を定める対象の AI は OpenAI 社がサービス提供を行っている「ChatGPT」とします。

3 ガイドライン策定の目的

本ガイドラインは、AI 技術の高度化によって、人のように自然な対話形式で AI が答える ChatGPT が普及してきたことから、先端技術を適正に利活用することにより、内部事務をはじめとした業務の効率化を積極的に進めることを目的とします。

また、利活用に当たっての考慮すべきポイントや注意すべき事項等を示すことで、職員の ChatGPT 利活用に当たっての指針となる考え方を示すものです。

4 対象者

本ガイドラインが対象とする者は、市長部局の職員及び教育委員会に所属する職員、並びにその他各局に所属する職員（会計年度任用職員を含む。）とします。

ただし、上記の職員でも他自治体や各種機関に派遣されている職員は除きます。

なお、行政サービスの提供において、職員以外が使用することを想定している場合は、市のセキュリティポリシーの考え方を踏まえて適切な対応を行うためデジタル戦略課に使用目的と用途、その手順等を事前に相談することとします。

5 ChatGPT の活用における基本的な考え方

現時点において ChatGPT は、以下に掲げる業務において活用できるものとします。

(1) 使用範囲等

- ①内部事務及び事務事業の企画立案等の工程において、必要な情報収集等
- ②行政サービスの案内等をする際の補助的な手段
- ③住民にわかりやすい文章作成の補助的な手段（例文の作成を ChatGPT を用いて作成することを想定）
- ④文章を要約、校正する際の補助的な手段
- ⑤業務の進め方のアドバイスや案内としての活用
- ⑥Excel の関数作成する際の補助的な手段

なお、利活用の際は、下記に示す考慮すべきポイントや注意すべき事項に、十分配慮するものとします。

(2) 考慮すべきポイント

- ①社会的及び倫理的な観点からの配慮が必要であることを認識すること。
- ②活用の目的を明確にし、その目的を達成するために使用することを心がけること。

(3) 注意すべき事項

- ①個人情報等に対するリスクが生じないよう十分に注意すること。
具体的には、ChatGPT に対する質問において、個人情報を入力することは慎むこと。
- ②入力する事項が、本市における未公表情報でないか十分な確認作業を行うこと。
- ③収集した情報が正しいものであるか、あるいは古いデータを基にした情報ではないか、十分な確認作業を行うこと。

6 ChatGPT の試行的な運用方法

OpenAI 社の ChatGPT を活用するために、使用するアカウントは各職員が無料版を確保するものとし、下記の手順で運用するものとします。

- (1) アカウントを取得する際のメールアドレス、SMS 認証のための携帯電話番号については、利用を希望する職員が用意するものとします。
なお、市が職員に対して付与している「〇〇@city.kasama.lg.jp」を利用することは可とします。
- (2) 職員は、各自が用意した ChatGPT アカウントを市内のインターネット環境から業務で利用するためには、事前にデジタル戦略課に届出を行うものとします。
- (3) 職員は、ChatGPT の利用に関して、入力した情報が ChatGPT に記憶されてしまうリスクがあることを念頭に置き、十分注意して利用すること。
なお、必要に応じて、記憶されないように設定をし直すこと。
- (4) 職員は、前項のリスクを念頭に置き、氏名や住所など個人が特定されるような情報を入力してはならない。
- (5) 職員は、運用上のリスクやトラブルが生じた場合は、直ちにデジタル戦略課まで報告すること。
- (6) 市は、職員が有料版である ChatGPT Plus を使用することを制限するものではない。

7 その他

本ガイドラインは、職員個人の利活用を制限するものではないが、私用で利活用するときであっても、本市職員であるという自覚を持ち、本ガイドラインで示した注意事項に十分配慮して利活用を行うものとします。